

○大津市生活環境の保全と増進に関する条例（抜粋）

平成 10 年 9 月 25 日
条例第 27 号

第 7 章 環境影響評価専門委員会

（環境影響評価専門委員会）

第 102 条 市長が、環境影響評価法及び滋賀県環境影響評価条例（平成 10 年滋賀県条例第 40 号）の規定に基づき環境の保全の見地から意見を述べる場合並びに第 26 条第 1 項の規定による要請を行う場合において、環境影響評価に関する専門的事項及び環境に配慮すべき事項について調査審議させるため、市長の附属機関として大津市環境影響評価専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

2 専門委員会は、前項に規定する調査審議を行うほか、大津市汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成 26 年条例第 6 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、市長に対し意見を述べるものとする。

3 専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

○大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則（抜粋）

平成 11 年 6 月 18 日
規則第 64 号

第 6 章 環境影響評価専門委員会

（組織等）

第 87 条 条例第 102 条第 1 項に規定する専門委員会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、環境影響評価等について学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 専門委員会に、会長及び副会長を各 1 人おき、委員の互選によって定める。

5 会長は、専門委員会の会務を総理し、専門委員会を代表する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 88 条 専門委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 専門委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 専門委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 専門委員会は、必要があると認めるときは事業者等に対し、会議に出席し必要な説明を行うことと求めることができる。

（庶務）

第 89 条 専門委員会の庶務は、環境部環境政策課において処理する。

（その他）

第 90 条 第 87 条から前条までに定めるもののほか、専門委員会の組織及び運営に関して必要な事項は市長が定める。